

## 豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業の振興対策に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容及び補助率)

第2条 この要綱に基づき補助金を交付する事業の種類、目的、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、豊田市農業振興対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、補助事業者は当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合は、これを減額して補助金の交付を申請しなければならない。

3 補助金等の交付の申請をしようとする者が団体の場合は、団体調書(様式第1号の2)を併せて提出しなければならない。

### (交付の決定通知)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知しなければならない。

2 補助金交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

### (交付の除外要件)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第3条の規定により補助金等の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付申請の取下げ等)

第5条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者が、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取下げをすることができる。

2 補助金の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第6条 市長は、補助事業者が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に豊田市農業振興対策事業遂行状況報告書（様式第7号）の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第7条 補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む）をする場合は、直ちに市長に豊田市農業振興対策事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第4条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の変更を承認したときは、豊田市農業振興対策事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(着手及び完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに豊田市農業振興対策事業着手（完了）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、また補助事業の遂行が困難となった場合にはその理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、豊田市農業振興対策事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、豊田市農業振興対策事業補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、豊田市農業振興対策事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 交付すべき補助金額について、1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(帳簿等の備付け)

- 第12条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 保管する期間は、補助事業の完了年度の翌年度から5か年間、国費を伴う事業については、補助事業の完了年度の翌年度から10か年間保管しなければならない。ただし、財産処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている期間)を経過するまでは、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(検査)

- 第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させなければならない。
- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
  - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金の運用又は補助金の執行方法が不相当と認められるとき。
  - (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
  - (5) 第13条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
  - (6) 第4条の2各号のいずれかに該当するとき。

(財産の処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、別に市長が定める期間。以下「財産処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表1 (営農関係)

補助の種類	目的	補助事業者	補助対象経費	補助率
農業経営士活動 助成事業	農業経営士の組織活動を助長し、農業経営のリーダーとしての資質の向上を図り、本市農業の発展に貢献させようとするを目的とする。	農業経営士協会豊田ブロック	農業経営士協会豊田ブロックの活動に要する経費 会議費、研修費、負担金、事務費 ただし、事業の目的を達成するために適正と認められる範囲に限る。	2/10以内 限度額 150,000円
農業後継者団体 育成事業	農業後継者グループの組織の育成強化を図り、中核的担い手となる基礎を確立させることを目的とする。	豊田みよし4Hクラブ 豊田加茂青年農業士会等	農業後継者組織が後継者の育成強化のために行う会議・研究・各種行事に要する経費 会議費、研修費、負担金、事務費 ただし、事業の目的を達成するために適正と認められる範囲に限る。	2/10以内 限度額 250,000円
強い農業づくり 対策事業	新たな食料・農業・農村基本法の下における農業生産対策の推進を図る。	農業協同組合又は 農業者の組織団体	新たな食料・農業・農村基本法に基づく農業生産体制の推進を図るための施設の整備及び組織の強化に要する経費並びに麦・大豆等の土地利用型作物の生産の定着・拡大等に要する経費	6/10以内
地域施設整備事業	地域営農の拠点である共同利用施設や機械等を強化整備し、生産性や品質の向上を図る。	農業協同組合又は 農業者の組織団体	共同利用施設及び機械等の強化整備に要する経費	3/10以内
地域農業振興事業	地域農業振興事業実施要領及び実施基準〔県〕に準ずる。		農業が他産業と均衡して発展するための社会的、経済的な情勢変化に対応した営農条件の整備に要する経費	13/30以内
内水面漁業振興 事業	内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図ることを目的とする。	漁業協同組合	1 稚鮎魚・雑魚購入に要する経費 2 養魚・遊漁等管理施設の整備に要する経費 3 内水面漁業の繁殖・養殖保護及びその研究、河川環境美化に要する経費	1/2以内 ただし、魚購入及び河川環境美化に要する経費については、矢作川漁協 570万円・巴川漁協 82万円・名倉川漁協 50万円・三河湖漁協 10万円を上限とする。
水田農業構造改革 対策推進事業	水田農業構造改革対策及び農業者戸別所得補償制度の実施に伴い連担団地化・集団転作の定着化を推進し、農業経営の安定及び生産調整の推進を図る。	農業協同組合	水田農業構造改革対策及び農業者戸別所得補償制度の実施に伴う連担団地の推進に要する経費	連担団地実施の水田（1ha以上、中山間地は0.5ha以上）10a当たり ①作業受委託契約の表は 15,000円以内 ②中山間地域の表以外は2,000円以内 （①～②とも市外農家耕作水田及び作付期間に利用権設定されている水田は交付の対象外とする。）
地場農産物産地 育成対策事業（施設 整備）	地場農産物の振興のため、機械・施設を整備拡充することを目的とする。	農業協同組合及び 農業者の組織団体	地場農産物の振興のための機械購入・施設整備に要する経費（工事雑費を含む。）	3/10以内
地場農産物産地 育成対策事業（組織 育成費）	地場農産物の生産組織を充実させるとともに、地域の特性に応じた市内の特産物の名声を高め産地化を図る。	農業協同組合及び 農業者の組織団体	地場農産物の産地化をはかるための、組織育成に要する経費	3/10以内 限度額 一般事業 200,000円 特認事業 100,000円

事業の種類	目的	補助事業者	補助対象経費	補助率
環境保全型産地形成対策事業	減農薬・減化学肥料の農作物栽培を推進し、環境保全型農業の発展を図る。	農業者団体（部会）等	環境保全型農業を推進し、産地形成のために共同して行う事業に要する経費	3 / 10 以内
県山間地営農等振興事業	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない農山村地域において、農地保全と農業振興を図る。愛知県が行う愛知県山間地営農等振興事業に併せて、市も補助を実施することで、農業者の負担を軽減する。	農業協同組合又は農業者団体等	県補助対象に係る施設、償還等に要する経費 【対象区域：合併6町村(藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武)】	県補助率に市費1 / 10 以内の加算を限度 就農資金償還事業については2 / 3 以内
山間地営農等振興事業	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない農山村地域において農地保全と農業振興を図る。	農業協同組合又は農業者団体等	県山間地営農等振興事業に準ずる。 【対象区域：石野・松平地区】	1 / 2 以内 獣害対策事業（有害獣利活用事業）8 / 10 以内
都市農山村交流組織支援事業	民間の都市農山村交流コーディネート組織が実施する交流事業の運営を支援し、都市と農山村の交流拡大を図る。	都市農山村交流コーディネート組織	都市と農山村の交流を促進するための都市農山村交流事業、交流企画事業、情報発信事業、研修・調査研究事業及び交流担い手育成事業を実施するために要する経費	10 / 10 以内
市民農園開設等支援事業	遊休農地を活用した市民農園の開設や農業教室等の開設を支援し、農地の保全と多様な担い手の育成を図る。	NPO、企業等	農園整備及び利用者募集に要する経費	10 / 10 以内 ただし、整備面積（畦畔を除く。）10a 当たり 300,000 円以内
			農園利用者を対象とした農業教室や、農業体験を通し、食と農業・農産物の理解を図る教室の開催に要する経費	1 / 2 以内 ただし、講師料は 1 回当たり 19,700 円以内
環境保全型農業直接支援対策事業	環境保全機能を発揮する営農活動の支援を図る。環境保全型農業直接支援対策実施要綱〔国〕及び環境保全型農業直接支援対策実施要領〔国〕に準ずる。	エコファーマー等 （国の要綱別紙1第1及び国の要領第1の1に定める）	地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に要する経費 （国の要綱別紙第1の2に定める対象農地で、国の要綱別紙第1の3及び国の要領第1の2に定める対象活動に要する経費）	対象農地 10a 当たり 4,000 円 （国の要綱別紙1第1の4の表中②で定められた交付金の10a 当たりの単価から同①で定められた交付金の国の交付単価を差し引いた単価に活動面積を乗じて得た額の合計額）
西三河農業共済組合事務費賦課事業費補助事業	西三河農業共済組合の事務費及び、賦課事務に関する経費を補助することで、事務運営を支援する。	西三河農業共済組合	西三河農業共済事業の事務、賦課事務に要する経費	10 / 10 以内 西三河共済組合算出による

別表2（畜産関係）

事業の種類	目的	補助事業者	補助対象経費	補助率
家畜導入奨励事業	家畜の改良を目的に優良な種畜を導入し、質の高い畜産物生産を推進し、畜産経営の安定と向上を図る。	農業協同組合及び加茂和牛改良組合	適正な畜糞処理利用を行い、家畜経営計画を作成した畜産農家（事業実施主体）が、次に掲げる家畜を導入するに当たり、事業主体が補助するに要する経費 （乳用牛）1 血統登録牛とする。 2 導入頭数は、飼育頭数の20%以内とする。 （肉用牛）和牛登録されたもので、繁殖用めす牛とする。 畜産農家（事業実施主体）に付する条件 1 当該家畜は導入後5年間は第三者への譲渡・転貸をしないこと。 2 上記期間内に導入家畜に事故が生じたときは、直ちに市長へ届け出ること。	2/10以内 限度額1頭当たり 200,000円
酪農ヘルパー円滑化事業	酪農従事者の休日確保、資質の向上、後継者の育成を図る。	豊田酪農ヘルパー利用組合	豊田酪農ヘルパー利用組合の運営、ヘルパー要員確保、研修等に要する費用。ただし、市内の農家分に限る。	1/20以内
鶏卵価格安定補填金積立事業	卵価安定を目的とした基金制度への加入を促進し、生産者組織の強化を進め、鶏卵の計画的な生産を図る。	農業協同組合	社団法人全国鶏卵価格安定基金又は社団法人全日本卵価安定基金の加入生産者で、次の条件を満たす者が納付する積立金につき、農業協同組合が補助するに要する経費 （1）鶏糞処理施設を設置し、飼養環境が整備されている者 （2）生産量等調査に協力している者 （3）年間を通して基金に加入している者	基金年間契約数量 1kg当たり1円以内
死亡牛BSE検査補助事業	死亡牛BSE検査の円滑な実施及び適正な処理の推進を図る。	畜産農家	牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく満24か月齢以上の死亡牛のBSE検査及び運搬・処理にかかる経費	1頭当たり5,000円 （定額）
和牛市場出荷促進事業	和牛の市場出荷を促進し、畜産経営の安定化を図る。	加茂和牛改良組合	市場への和牛運搬に要する経費	1頭あたり3,000円 （定額）
肉用牛県内と畜場出荷奨励事業	肉用牛の県内と畜場出荷を奨励し、畜産経営の安定化を図る。	畜産農家	県内と畜場への肉用牛運搬に要する経費	1頭あたり5,000円 （定額）

(様式第1号)

豊田市農業振興対策事業補助金交付申請書

年 月 日

豊田市長 様

住 所

団 体 名

(フリガナ)  
代表者氏名

印

生年月日 年 月 日生

(電話番号 )

年度において、下記の事業を実施したいので、豊田市農業振興  
対策事業補助金交付要綱第3条により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

事業

2 補助金交付申請額

金

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

様式第1号の2(第3条関係)

## 団 体 調 書

### 備考

- 1 団体の定款、規約、名簿（役員・会員）などがある場合は、添付してください。
- 2 団体が法人である場合は、様式第1号の2(第3条関係)により、役員名簿を提出してください。



(様式第2号)

収 支 予 算 書  
( 収 支 精 算 書 )

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(様式第3号)

豊田市農業振興対策事業補助金交付決定通知書

豊農政発 第 号

年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度の事業について、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 事業名

事業

2 補助金の額

金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の対象となる事業内容は、申請書の事業計画に記載されたとおりとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。

(※ その他適宜記載)

## 別紙

### 補助金交付の条件

#### 1 一般条件

- (1) 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては、豊田市補助金等交付規則（以下「市規則」という。）、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）及び豊田市農業振興対策実施要領（以下「市要領」という。）に従わなければならない。
- (3) 市長又は、市長の委任を受けた職員が、補助事業遂行のためにする指示又は通達等を遵守しなければならない。

#### 2 事業内容に対する条件

- (1) この補助金は、申請書に記載されている事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 事業主体は、次に掲げる条件に従わなければならない。
  - ① この補助金の交付に係る法令、規則、要綱及び要領に従うべきこと。
  - ② この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならないこと。
  - ③ この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
  - ④ ③の財産のうち施設又は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又はそれに準ずるものと認められる期間内においては、別紙財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管するとともに、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して、使用、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならないこと。
  - ⑤ 事業主体が④により市長の承認を得て、財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に該当する額を市に納付しなければならない。

(様式第4号)

豊田市農業振興対策事業変更承認申請書

年 月 日

豊田市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け豊農政発第 号で交付決定通知の  
あったことについて、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市農  
業振興対策事業補助金交付要綱第7条により承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円の増(減)  
(変更後の補助金総額 金 円)
- 2 計画変更の理由
  
- 3 計画変更の内容

(様式第5号)

豊田市農業振興対策事業補助金変更交付決定通知書

豊農政発第 号  
年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付け豊農政発第 号で通知した  
年度

に対する補助金を、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定します。

記

1 変更後の補助金総額

金 円  
(金 円の増(減))

2 計画変更の内容

(1) 事業内容

(2) 事業費

3 補助金交付の条件

(様式第6号)

豊田市農業振興対策事業 着手（完了）報告書

年 月 日

豊田市長様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け豊農政発第 号で交付決定通知の  
あった下記事業について、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第9  
条により別紙のとおり報告します。

記

事業名

(別紙)

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 年 月 日	平成 年 月 日
竣工予定 (完成) 年月日	平成 年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

※ 添付資料として、着手報告時には、契約書（写し）、入札関係書（入札通知書、購入物品明細書、予定価格調書、受付簿、誓約書、見積書、入札願末書等）を、完了報告時には、納品書（写し）を添付する。

※ 着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日を記入する。

(様式第7号)

豊田市農業振興対策事業 遂行状況報告書

年 月 日

豊田市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け豊農政発第 号で交付決定通知の  
あった下記事業について、豊田市農業振興対策事業補助金交  
付要綱第9条により別紙のとおり報告します。

記

事業名

(別紙)

1 事業主体に対する補助金交付状況

地域名	事業主体名	市費補助金決定額	市費補助金受領額		交付済額	
			月日	金額	月日	金額
		円		円		円

2 事業実施状況

地域名	事業主体名	事業種目	計画		出来高		進捗率	残高		備考
			事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
				円		円	%		円	

(様式第8号)

豊田市農業振興対策事業 補助金実績報告書

発 第 号  
年 月 日

豊田市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け豊農政発第 号で交付決定通知のあつた下記事業を、別紙実績書のとおり実施したので、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第10条により報告します。

記

事業名

※ 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書 (様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第9号)

豊田市農業振興対策事業補助金確定通知書

豊農政発 第 号  
年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで実績報告のあった 年度  
事業補助金等については、豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱第11条第1項  
の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので、通知します。

記

1 補助金等の額 金 円

2 この補助金等の対象となる事業